

八監第88号  
平成29年12月15日

請求人 \*\*\*\*\* 様

八戸市監査委員 早狩博規

八戸市監査委員 小原隆平

八戸市監査委員 秋山恭寛

### 八戸市職員措置請求却下通知書

平成29年10月30日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求については、下記の理由により却下します。

#### 記

##### 1 請求の要旨（原文のとおり）

\*\*\*\*\*は下水道料金未納者に対し、差押の権限を用いず、請求、とくそくを行わず、八戸市に平成28年度不納欠損として¥1009万363円を計上し八戸市に害をなしたので返金の処分を願う

##### 2 却下の理由

法第242条第1項の規定によれば、住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（以下「財務会計上の行為」という。）があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、住民が監査委員に対し、監査を求め、当該財務会計上の行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該財務会計上の行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる制度とされている。

さらに、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項や行為から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等

が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面、その他の監査請求人が提出した資料等を総合しても、監査請求の対象が具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であるとされている（平成2年6月5日 最高裁判決要旨）。

これらに照らしてみると、請求人が八戸市職員措置請求書の請求の要旨（以下「請求の要旨」という。）に記載した内容から推定された資料の平成28年度八戸市都市計画下水道事業特別会計決算書は、請求人が主張する平成28年度の不納欠損額を証明するに過ぎず、怠る事実の証明とはならない。

また、監査委員からの補正要求に基づき提出された資料の「(1) 平成28年度下水利用料未納者数、法人と個人別の数とその滞納合計額」は、平成28年度決算における下水道使用料の調定額に対する収入未済額を証明しているに過ぎず、請求の要旨に何ら記載されていないため、事実証明書とはならない。

次に、「(2) 上記者に対して下水は支払い督促をなしたが、その数と手段方法を明記」及び「(3) 滞納者に対し戸別訪問をし滞納利用料の支払い催促をした有無」では、督促及び催告並びに個別訪問の方法と実績について明記されているが、このことは、請求の要旨で述べている、「精求、とくそくを行わず」と相反するものであり、事実証明書とはならない。

そして、「(4) 滞納者に対し差押をした有無」は、平成28年度の差押実績を証明しているものの、28年度の実績がなかったことをもって怠る事実の証明とは認められない。

したがって、下水道料金未納者に対し、「差押の権限を用いず、精求、とくそくを行わず、不納欠損を計上し八戸市に害をなした」とする主張について、怠る事実を具体的に摘示するものとはなっていないことから、本件請求は、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。